

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

前章の現状及び課題を踏まえて、史跡加越国境城跡群及び道の望ましい将来像として、以下のとおり大綱とする。

- (1) 史跡加越国境城跡群及び道は、羽柴秀吉と徳川家康擁する織田勢とが争った小牧・長久手の戦いの縮図となった、前田利家と佐々成政の攻防を今に留める貴重な史跡であり、将来にわたって確実に伝えていく。
- (2) 切山城跡・松根城跡・小原越は、軍事に特化した城跡と古道で構成された現存遺構を保護するための適切な管理を行うと共に、その特徴が良く伝わるように、遺構の視認や眺望確保を行い、学術的成果に基づく環境整備を実施する。
- (3) 切山城跡・松根城跡・小原越は、山間部に立地し、周辺は山林が広がっているため、クマやイノシシなどの獣害が史跡及び来訪者に及ぼないような処置を施し、保存・活用に努める。
- (4) 切山城跡・松根城跡・小原越の北に所在する朝日山城跡・一乗寺城跡・田近越及び南に所在する高峰城跡・荒山城跡・二俣越等のその他の城跡及び道について、追加指定を目指して調査・研究を続ける。

第2節 基本方針

(1) 保存管理の基本方針

城郭遺構の視認や城郭及び道からの眺望を確保すると共に、自然災害や獣害から史跡を保護し、良好な環境や景観の維持に努める。

(2) 活用の基本方針

史跡指定地に限らず、その他の加越国境城跡群や古道、金沢城跡、富山城跡などの関連遺跡や歴史系博物館などと連携し、戦国時代の城と道の価値や歴史をわかりやすく伝える。

町会連合会や小学校等の地域団体・教育機関との連携を図り、戦国時代の歴史に限らず、地域の特色である山林資源や動植物などの自然を積極的に活用し、住民に愛される史跡としての役割を果たす。

(3) 整備の基本方針

眺望や視認の確保及び自然災害や獣害を防ぐための整備を実施し、史跡の価値を将来に伝えると共に、市民目線での説明板の設置や遊歩道整備など、保存と活用が両立できる史跡整備を実施する。

(4) 運営・体制の基本方針

金沢市と小矢部市が主体となって、地域団体や森林施業者、関係機関等と連携しながら、保存と活用を推進する体制を構築する。

第6章 保存

第1節 方向性

史跡加越国境城跡群及び道の本質的な価値を将来にわたって、確実に継承できるように適正に保存管理を実施する。日常の維持管理及び点検を確実に実施し、城郭や道等に関する遺構の現状や変化を的確に把握する。それらに影響を及ぼす恐れが予測される樹木等は、適正に伐採等の調整を行いつつ、集中豪雨など、短時間での大量流水による土砂崩れなどの災害にも配慮する。

また、史跡でのイベント実施や史跡整備との調和を図り、より良い状態で未来に継承できるような計画を策定する。

第2節 方法

1. 日常的な維持管理

日常・定期的な点検によって、城郭及び道等に関する遺構の保存が保たれているのかを確認し、土壘や堀、切岸などの城郭遺構の視認や城郭及び道が延びる尾根から周囲を見渡す眺望を妨げる樹木や下草の伐採を行う。また、それらの遺構が自然災害や開発に脅かされない良好な環境や、城郭遺構が見渡せる景観の維持に努める。

2. き損箇所等の把握

日常・定期的な点検によって、城郭や道等に関する遺構が、大雨などの自然災害やイノシシなどによる地下の掘削などのき損やその恐れのある箇所を把握し、拡大や防止に努める。

3. 公有化

土地の公有化は、史跡の適切な保存と管理を確実にし、さらに積極的な公開・活用を目的として整備する場合に必要な措置であり、指定地の積極的な公有化を図る。

第3節 現状変更等の取扱い

1. 取扱い方針

現状変更とは、史跡の現状を物理的に変更する一切の行為をいう。本質的価値を構成する要素に対して影響を及ぼす行為や大規模な地形の改変、史跡の景観を損なう行為は原則認めないことを前提とし、現状変更等の取扱い方針を以下のとおり設定する。

- ① 史跡の保存整備や来訪者の利便を図るための施設整備に係る行為等の現状変更に対応できる許可基準とする。
- ② 現状変更等を行う場合は、遺構の保護を前提とし、周囲の景観や史跡来訪者への影響にも配慮する。
- ③ 現状変更等を許可する場合は、遺構を保護することを前提に、掘削を伴う場合など、必要に応じて事前に発掘調査もしくは立会調査等を実施する。
- ④ 史跡指定地外（今後保護が必要と考えられる範囲）に所在する埋蔵文化財包蔵地については、保護措置（発掘調査等）を実施し、重要な遺構が確認された場合は現状保存に努める。
- ⑤ 史跡の保存のための整備、活用のための整備、史跡の管理及び公共・公益上必要な施設の設

置・改修については、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。

(6) 金沢市営造林地等の森林施業範囲については、史跡の保存と森林施業との両立を図る。

2. 取扱い基準

(1) 現状変更

現状変更の取扱い基準は第7表のとおりとする。

史跡指定地内において、現状を変更し、または、その保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得る必要がある（文化財保護法第125条）。現状変更については、遺構の保護、景観の保全を前提とし、関係機関と調整を図る。なお、現状変更のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条第4項により、金沢市教育委員会（金沢市文化財保護課が補助執行）もしくは小矢部市教育委員会が事務を行う。申請区分は第8表のとおりとする。

なお、次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

- ① 保存活用計画に定められた保存（保存管理）の基準に反する行為
- ② 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある行為
- ③ 史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる行為

(2) 現状変更にあたらない行為

- ① 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状）に復する行為。
- ② 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するためには急な措置を講ずる行為。
- ③ 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する行為。
- ④ 森林施業による維持管理行為等、保存に及ぼす影響が軽微な行為。

第4節 周辺環境の保存・管理

史跡周辺は山林が広がっており、周囲には田畠が営まれている。山城の特徴に周囲を見渡せる眺望があげられるが、史跡指定地内外の山林によって、その眺望が阻害されていることから、眺望点を設定して、計画的に眺望を確保する必要がある。また、周辺環境を整備することで、獣害を減少させることができあり、所有者及び占有者と協議の上、保存・管理していくことが望ましい。

史跡指定地に隣接して、占有者の同意が得られなかったことによる未指定地及び、本保存活用計画を策定する中で必要性が生じた範囲が残されている。今後、史跡の保存管理を万全とするため、占有者及び地権者の理解と同意を得て追加指定し、一体的な保護を図る必要がある。

第7表 現状変更等の取扱い基準

区分		史跡指定地	指定地外	
現状変更の内容	建築物	新築	遺構の保護を前提とし、史跡の保存・活用に資するもの以外は認めない。	
		増築・改築	遺構に影響のない既掘削範囲内で認める。	
		除却	認める。	
	工作物	新設	遺構の保護を前提とし、史跡の保存・活用に資するもの、防災等に必要なもの以外は認めない。	
		改修	遺構に影響のない既掘削範囲内で認める。	
		除却	認める。	
	道	新設・拡幅	遺構の保護を前提とし、史跡の保存・活用に資するもの以外は認めない。	
		補修	遺構に影響のない既掘削範囲内で認める。	
	その他	土木工事	原則認めない。ただし、史跡の保存・活用、防災上必要な場合等に限り、遺構の保護を前提に認める。	
		地形の変更	畑作等の日常的活動は可。これ以外の掘削・盛土・切土は、史跡の保存・活用、防災上必要な場合等に限り、遺構の保護を前提に認める。	
		伐採・植樹	枝打ち、剪定等の日常的な活動は可。これ以外の伐採・植栽は、史跡の保存・活用、景観保護、環境保全、防災等の必要な場合に限り、遺構の保護を前提に認める。	
		発掘調査	史跡の保存・活用に必要な場合に、最小限の範囲で認める。	
公有化		計画的に実施	指定後、計画的に実施	
史跡整備		計画的に実施	指定後、計画的に実施	

※建築物・工作物・道は、仮設の場合は遺構の保護と原状復旧を前提として認める。

第8表 現状変更等の許可申請区分

許可申請区分		行為の内容	想定される具体例
文化庁長官	文化財保護法 第125条	下記以外の行為	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設の設置・改築等 林道の拡幅等 地形の改変を伴う掘削・盛土・切土等 景観に大きな影響を及ぼす行為 発掘調査等
金沢市・小矢部市教育委員会	文化財保護法 施行令 第5条第4項	<ul style="list-style-type: none"> 2年以内の期限を限って設置される小規模建築物の新築・増改築 工作物の設置・改修 土地の形状変更を伴わない道路の舗装・修繕 史跡の管理に必要な設備等の設置・改修 電線・ガス管・水管・下水道管の設置・改修 建築物等の除却 木竹の伐採 史跡の保存のため必要な試験材料の採取 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設プレハブ等の設置 園路の階段・手すり支柱の修繕・改修・除却（既掘削範囲内の施工） 四阿の改修・除却（既掘削範囲内の施工） 林道・園路・駐車場の舗装等の修繕・オーバーレイ（既施工範囲内の施工） 説明板の設置・改修（既掘削範囲内の施工） 水道管・電線管の設置・改修（既掘削範囲内の施工） 間伐・除伐等 史跡の保存のために必要な地質調査等
許可申請不要	維持の措置 文化財保護法 第125条但し書き	<ul style="list-style-type: none"> 史跡がき損・衰亡している場合の復旧、その拡大を防ぐ応急措置、復旧が困難な場合の除却 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構が損壊した箇所への盛土による保護や土のう設置等の養生等
	非常災害ために必要な応急措置 文化財保護法 第125条但し書き	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害時、もしくはその発生が予測される場合に緊急的にとられる応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> 崩落した土砂、崩壊した工作物等の除去 災害による倒木等の伐採・除却
	保存に及ぼす影響が軽微である場合	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な維持管理行為 	<ul style="list-style-type: none"> 畑作等の営農行為（深掘りは不可） 資材等の仮置き 水路・側溝等の清掃管理 日常的な木竹の剪定・下草刈り 道・駐車場の維持管理に必要な補修・小修繕等 除草（深掘りは不可）

第7章 活用

第1節 方向性

- ① 史跡加越国境城跡群及び道の古戦場としての価値をわかりやすく伝えるために、遊歩道や説明板の設置、パンフレット、ホームページの充実を図る。
- ② 史跡加越国境城跡群と道を、史跡公園として市民や観光客が戦国時代の城と道の歴史を楽しみながら、過ごすことができる憩いの空間としての活用を図る。
- ③ 史跡加越国境城跡群及び道を、学校教育や生涯学習の場として活用を図り、体験講座や探訪会を実施することで、地域住民や次世代を担う子どもたちにその価値を伝え、地域の宝として認識してもらう。

第2節 方法

1. 歴史資産としての活用

史跡と関連城跡群及び道について紹介するパンフレット等やホームページの充実を図り、積極的に情報発信を行う。

金沢城跡など市内中心部の史跡や石川県立歴史博物館等の関連施設や金沢市及び小矢部市内の城郭及び道に限らず、宝達志水町末森城跡や津幡町津幡城跡、中能登町・氷見市荒山城跡と荒山越等の周辺地域を関連付けたツアールートを開発、市内外に向けて提案し、市内中心部への来訪者が本史跡及び関連城跡等へ訪れる動機付けを行う。

史跡整備等に伴う新たな発掘調査成果を公開する現地説明会や考古学、日本史に限らず、植物学や動物学等といった各分野の専門家を招いた講演会、加越国境城跡群や古道、前田利家と佐々成政の歴史、戦国の城郭や砦等の多彩なテーマを掲げたシンポジウムを定期的に開催し、史跡の魅力を多方面に発信する。なお、平成27年12月には、史跡指定を記念して、春風亭昇太氏（落語家）、宮下英樹氏（漫画家）、千田嘉博氏（城郭考古学・奈良大学）、木越隆三氏（中近世史・石川県金沢城調査研究所）、谷内尾晋司氏（考古学・石川考古学研究会）と調査担当者を交えた「国史跡指定記念シンポジウム 戦国の城と道の実像を探る～加越国境城跡群及び道～」を石川県文教館で実施し、約500名の参加を得た。

小矢部市と密に連携し、切山城跡と松根城跡や朝日山城跡と一乗寺城跡を巡る合同探訪会や両市合同によるシンポジウム等を隔年でお互いの市域で実施する等、両市民の交流促進を図る。

2. 地域資産としての活用

金沢市三谷地区及び小矢部市北蟹谷地区の観光資産として位置づけ、山間部に立地する特色を活かした森林産業や森本商工会などによる商業活動との連携を図り、地域一体となって、史跡を活用する仕組みを構築する。

3. 学校教育における活用

地元の三谷小学校や森本中学校を対象として、身近な史跡である加越国境城跡群及び道を用いた歴

史教材の作成や、両校での授業を継続して実施し、史跡が持つ戦国時代末期の古戦場としての歴史的価値の理解促進を図る。また、城郭や道が所在する周辺の植生を利用して、城郭や道遺構に関係の無い場所で植樹する等、史跡に対する親しみや思い出を残せるような授業プログラムを検討する。

4. 社会教育における活用

金沢市が毎年実施する文化財探訪会や三谷公民館による郷土史講座等を継続して実施し、加賀・越中を舞台とした前田利家と佐々成政による戦国の歴史を追体験できる空間として活用を図ると共に、金沢文化財ボランティア「うめばちの会」が主体となる史跡のボランティア清掃の実施や三谷地区の住民を中心とする史跡解説ボランティアの育成を推進する。



シンポジウムの様子



春風亭昇太氏による記念落語



金沢市長の挨拶



千田嘉博氏による記念講演

シンポジウムの案内

第8章 整備

第1節 方向性

- ① 史跡加越国境城跡群及び道の古戦場としての価値を将来に伝えると共に、市民や観光客にわかりやすく伝えるために、保存と活用の両立が図れる整備とする。
- ② 史跡加越国境城跡群と道の特徴は、山城と道がセットで指定されていることであり、それぞれ周辺域の最高所を占めることから、それぞれの視認が可能となるような整備とする。
- ③ 山城を体感できるような整備とする。道を実際に歩けるような整備とする。

第2節 方法

1. 保存のための整備

管理団体である金沢市及び小矢部市が実施する定期的な点検等によって、保存に必要な整備が必要な箇所、または将来的に必要となる恐れがある箇所を把握する。

保存のための整備が必要な場所を把握した後、降雨による土砂の流出防止や倒木による城郭や道に関する遺構の損壊防止などの整備を計画的に実施する。整備にあたっては、史跡の特徴である城郭遺構と道による古戦場としての価値を損なうことなく維持することを前提とする。

イノシシによる地下の掘削やクマによる人的被害等の獣害が予測されるため、指定地とその周辺の広範囲の下草刈りを実施し、獣が生息しづらい環境の構築を推進すると共に、それらの対策では不十分である場合は柵や檻を設置することも検討する。

地震や大雨等の自然災害によって、土砂崩落・流出等のき損が生じた場合は、速やかに土留め等の被害拡大防止策を講じると共に、き損の程度及び原因を把握した上で、復旧策を検討し、実施する。

整備に伴い遺構確認等の発掘調査が必要な場合は、必要最小限の規模・範囲とした上で実施し、その結果に基づいて設計を行う。

2. 活用のための整備

本史跡の特徴は、山城と道で構成される古戦場が残っていることであり、その土壘や堀切、虎口等の遺構が視認できるように、クマザサ等下草の伐採、風害や腐朽による倒木の処理、倒木処理により積まれた丸太の撤去、林道工事による残土の撤去、史跡の概要や城郭及び道遺構の機能を解説した説明板の設置、城郭の構造や城郭と道の関係を理解するための遊歩道整備を実施する。

山城は周辺地域の最高所に立地しており、その姿が遠方からも視認できるように、植林等によって密に生育した視界を遮る樹木の伐採を行う。その際は、切山城跡から松根城跡が見えるなど、展望スポットを設定し、他の加越国境城跡群である朝日山城跡、一乗寺城跡、高峰城跡、荒山城跡や金沢城跡との相互の眺望についても検討する。

本史跡は、現況遺構が良好に残っているが、表土直下に遺構面が残っていることが多い。建物遺構や当時の堀の深さなどを復元整備する場合は、多くの盛土が必要になる可能性があるため、立体的な復元整備は必要最小限に留め、基本的には現況遺構を見学できるような整備を実施し、立体的な復元は、AR (Augmented Reality: 拡張現実) やVR (Virtual Reality: 仮想現実) で補う。

第9章 運営・体制の整備

第1節 方向性

- ① 金沢市及び小矢部市は史跡の管理団体であり、史跡の適切な保存活用を図る責務を担っているため、日常的に両市は密接に連携するものとする。
- ② 史跡指定地内には、市営造林地等の植林地が占める範囲が多く、施業者である金沢市農林局等と密接に調整を図り、史跡の保存活用と森林施業との協働を図る。
- ③ 史跡が所在する金沢市三谷地区、小矢部市北蟹谷地区の地域団体や公民館、教育施設、経済団体等と連携を図り、史跡の維持管理、ガイド等の協力体制を構築する。

第2節 方法

1. 日常的な維持管理、災害対策

史跡としての日常的な維持管理や災害対策については、金沢市及び小矢部市によるものとする。ただし、造林地や耕作地としての維持管理等は各施業者が行うものとする。

森林施業との関係や災害・獣害対策について、金沢市農林局等の森林施業者や実務を担当する森林組合等、また地域住民と十分に協議した上で、平坦地・土壠・堀切等の城郭遺構及び尾根道・掘割道等の遺構の保存や城郭遺構の視認、城郭及び道間の眺望等、景観に配慮した最善の対策を採用する。

2. 活用

公開活用については、三谷地区町会連合会やその構成町会、三谷公民館などの地域団体、三谷小学校や森本中学校等の教育機関、森林組合や地域の生産組合等の農業・林業等団体、森本商工会等の経済団体との連携を模索し、管理団体である金沢市・小矢部市が主体となって、各種団体等の協力体制を構築した上で、史跡の公開活用を実施する。城郭や道を用いて地域団体等が主体となって開催されるイベント等の活用についても、積極的に支援する。

加越国境で起きた前田利家と佐々成政の歴史を伝える史跡の探訪会やイベント、シンポジウムなどの活用のみならず、金沢市農林局、森林組合等の森林施業者や金沢大学や石川県立大学等の動植物に関係する学識者と加越国境城跡群及び道所在地に関する情報交換を積極的に行い、動植物や森林、植生等を活用したイベント等を協働で実施できるよう連携を図る。

金沢市・小矢部市ののみならず、加越国境、加能国境、能越国境に所在する関係城跡や道を所管する石川県津幡町、中能登町、富山県氷見市、南砺市等とも連携を図り、史跡指定地にとらわれない広域での活用体制を構築する。

3. 整備

整備については、公有化や市営造林の解除などが前提となるため、金沢市農林局や土地所有者とは、常に情報の共有を行い、密に連絡を行うなどの体制を確立し、整備計画に支障がないようにする。

整備内容については、地域住民が史跡に誇りや愛着を持てるものとする必要があり、三谷地区町会連合会や三谷公民館、三谷小学校、森本中学校等との意見交換を実施し、協力体制を構築する。

【卷末資料】関係法令

文化財保護法(抜粋) (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号) 最終改正: 平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号
(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。

4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。

5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をことができる。

(復旧の届出等)

第 127 条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抜粋) (昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号) 最終改正: 平成 27 年 12 月 21 日文部科学省令第 36 号

第四条 (維持の措置の範囲)

法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をとるとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

文化財保護法施行令第 5 条第 4 項(抜粋) (昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号) 最終改正: 平成 27 年 12 月 16 日政令第 418 号

第 5 条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第 1 号イからまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第 115 条第 1 項に規定する管理団体(以下この条において単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条において「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。)内において行われる場合、同号又に掲げる現状変更等を行

動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあっては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積)が 120m² 以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で 2 年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあっては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が 150ha 以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあっては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第 115 条第 1 項(法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

二 法第 130 条(法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。)及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準(抜粋) (平成 12 年 4 月 28 日文部大臣裁定) 最終改正: 平成 27 年 12 月 21 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。)第 5 条第 4 項第 1 号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第 5 条第 4 項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものと都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第 125 条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

 - ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 - ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
 - ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
 - ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
 - ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
 - ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第 5 条第 4 項第 1 号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準 1 法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 2 号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
 - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から 2 年を超える場合
 - ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合
 - (3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
 - (4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第 5 条第 4 項第 1 号ロ関係

- (1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3 令第 5 条第 4 項第 1 号ハ関係

- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附隨する門、生け垣又は塀

- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

4 令第 5 条第 4 項第 1 号ニ関係

- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第 115 条第 1 項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第 5 条第 4 項第 1 号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第 5 条第 4 項第 1 号ヘ関係

- (1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

7 令第 5 条第 4 項第 1 号ト関係

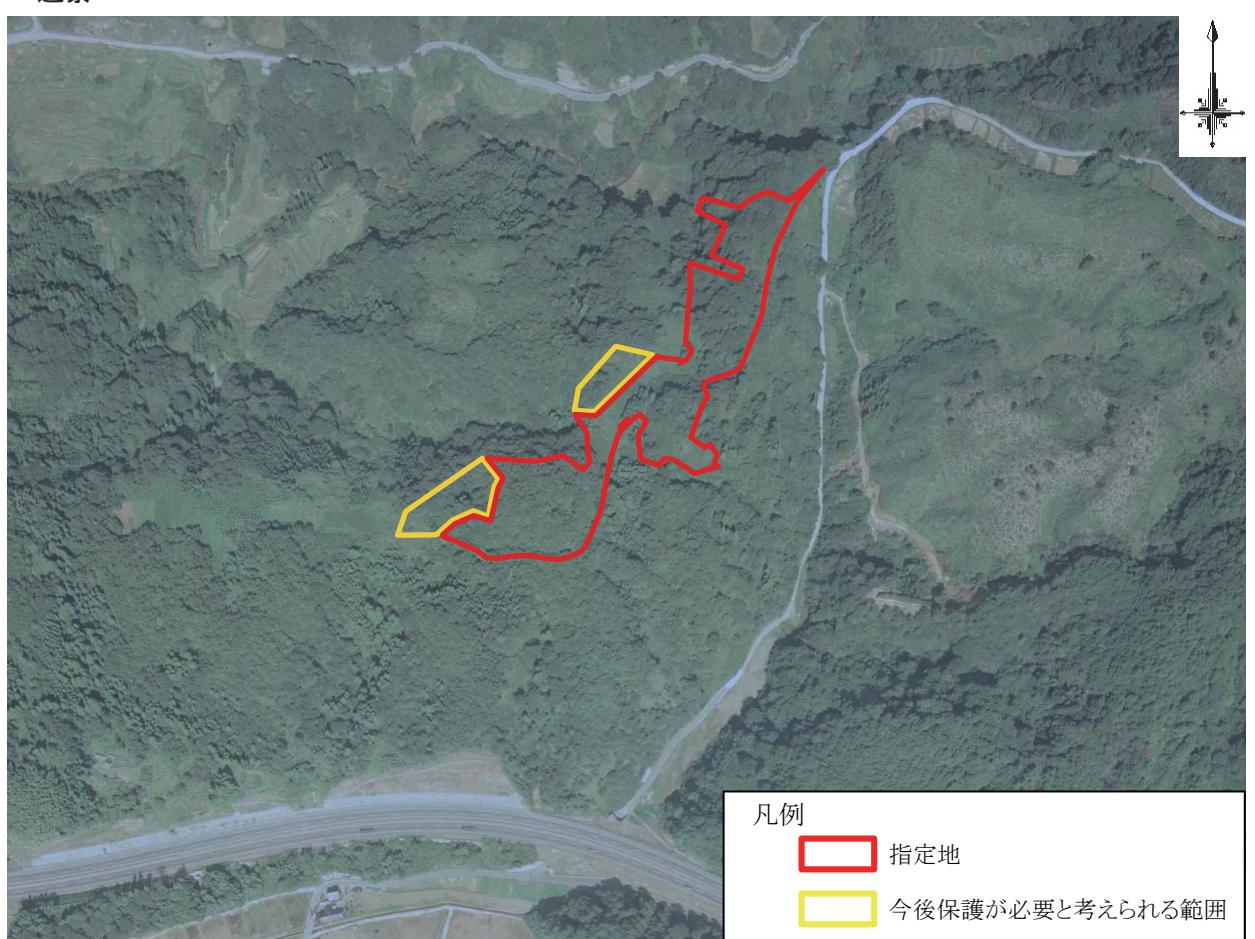
- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

8 令第 5 条第 4 項第 1 号チ関係

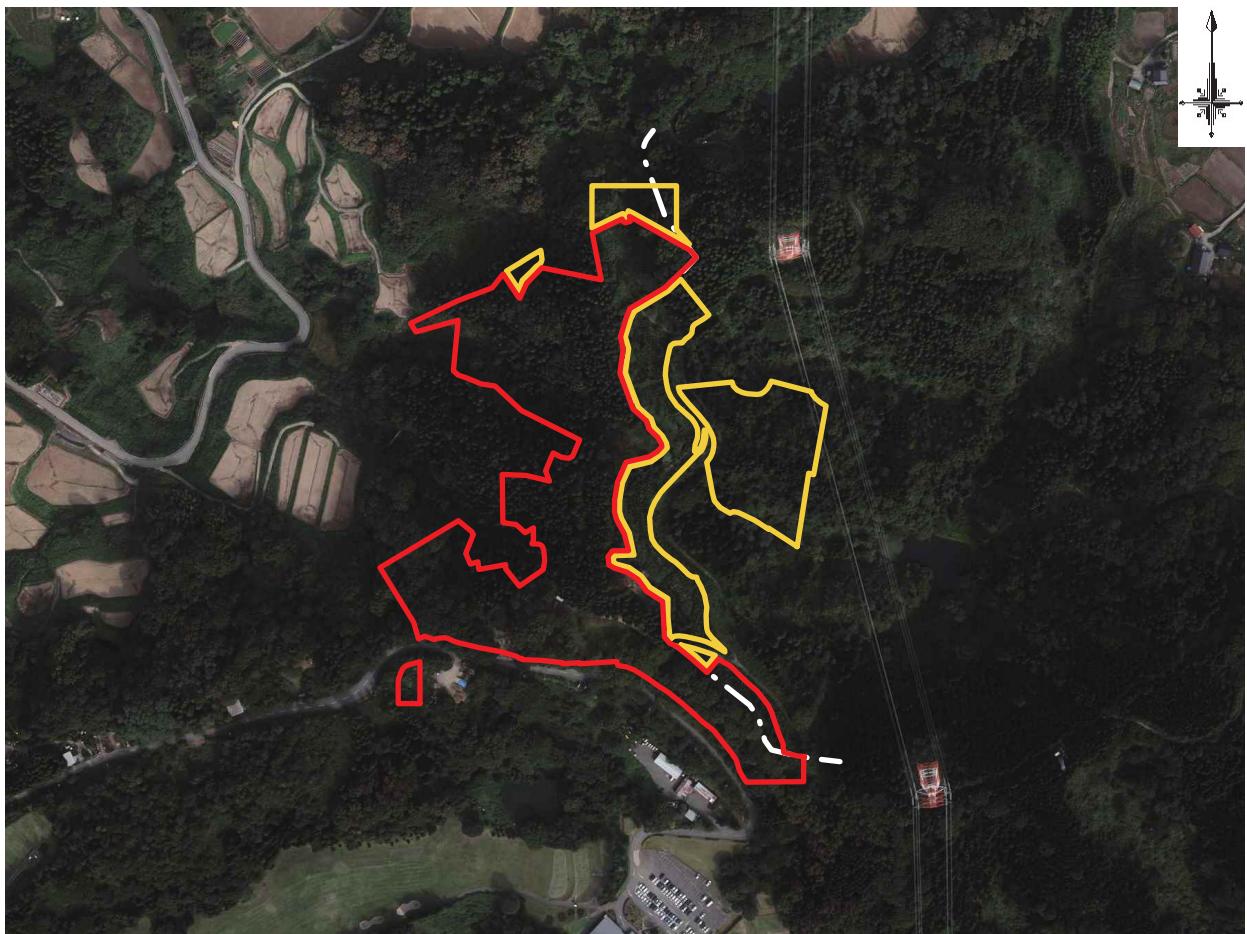
- (1) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壤、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。
- (2) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

III その他

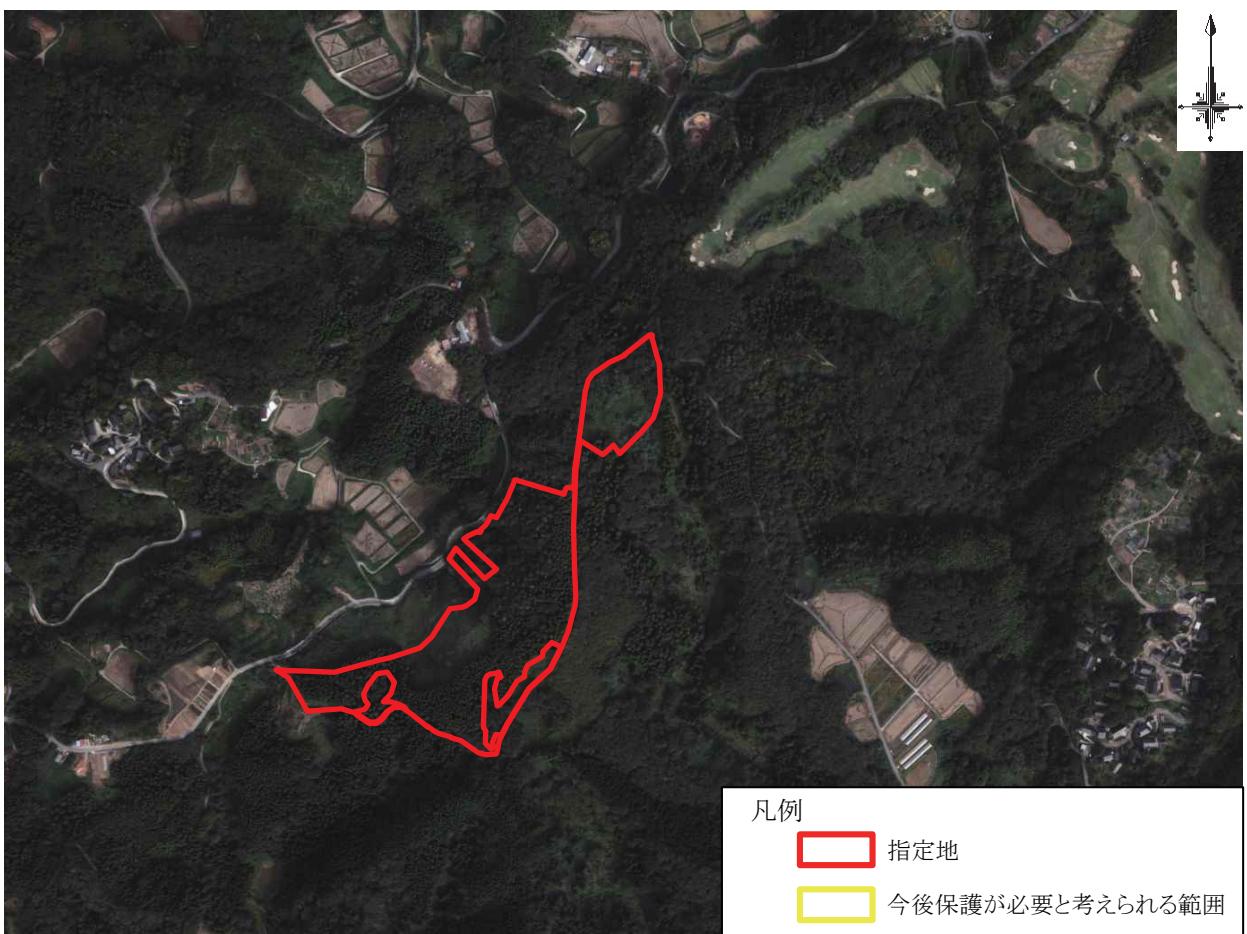
この裁定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。



写真図版2



松根城跡 遠景



小原越 遠景

凡例

■ 指定地

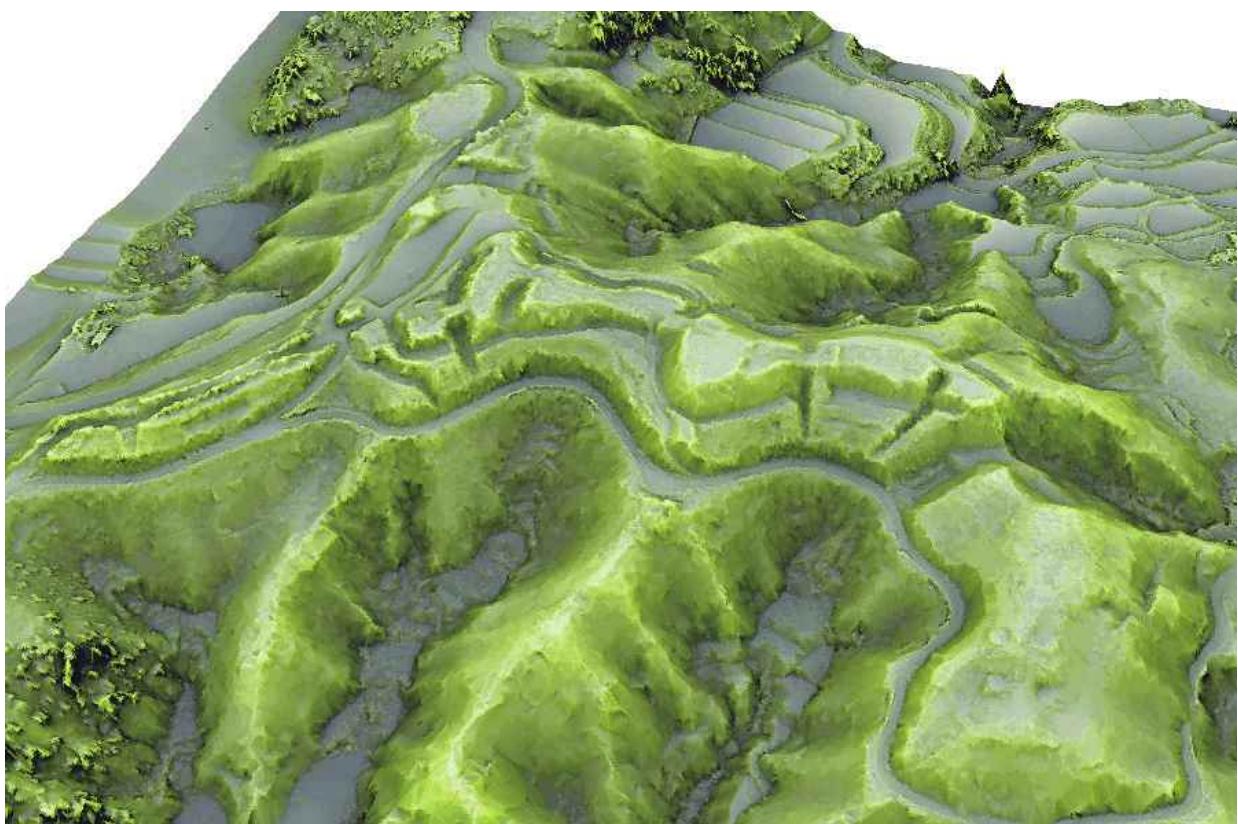
■ 今後保護が必要と考えられる範囲



松根城跡 立体地図（航空レーザ測量）



松根城跡 立体鳥瞰図（越中側より、航空レーザ測量）



松根城跡 立体鳥瞰図（加賀側より、航空レーザ測量）



切山城跡 復元イラスト（原画作成：香川元太郎 監修：千田嘉博）



松根城跡 復元イラスト（原画作成：香川元太郎 監修：千田嘉博）

【表紙】

背景図：松根城跡航空レーザ測量による立体図

左人物画：前田利家（原画：宮下英樹氏）

右人物画：佐々成政（原画：宮下英樹氏）

【裏表紙】

上段人物画：前田利家（原画：宮下英樹氏）

上段山城画：切山城跡（原画：香川元太郎氏）

下段人物画：佐々成政（原画：宮下英樹氏）

下段山城画：松根城跡（原画：香川元太郎氏）

国指定史跡 加越国境城跡群及び道

－切山城跡・松根城跡・小原越－

保存活用計画書

（『金沢市文化財紀要』311）

平成29年3月28日発行

（2017）

編集 金 沢 市

発行 金沢市埋蔵文化財センター

〒 920-0374

石川県金沢市上安原南 60 番

TEL (076) 269-2451

印刷 能登印刷株式会社

切山城跡



松根城跡

